

消費者安全に関する検討委員会 第9回議事録

内閣府国民生活局消費者安全課

第 9 回 消費者安全に関する検討委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 16 日（月）13:00 ~ 15:34

場 所：三田共用会議所第 4 特別会議室

1.開 会

2.議 題

- (1) 重大事故報告・公表のあり方について
- (2) 消費者安全教育・リスクコミュニケーションのあり方について
- (3) 報告書素案

3.閉 会

升田委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第9回「消費者安全に関する検討委員」を開催したいと思います。

皆さんにおかれましては、大変御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。前回に引き続きまして、本日も報告書のとりまとめについての議論を予定しておりますが、その前に、第1に重大事故情報報告・公表制度の在り方について、第2に消費者安全教育・リスクコミュニケーションの在り方について御議論いただきまして、最後に、第3になりますけれども、本検討委員会の報告書のとりまとめについて御議論をいただきたいと存じます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず、第1の議題であります重大事故情報報告・公表制度の在り方について取り上げていきたいと思っております。

このテーマにつきましては、第5回の本委員会で関係省庁などからヒアリングを行いましたけれども、本日は事務局からその後の整理について説明を伺った上で御議論をいただきたいと思っております。

それでは、説明の方をよろしく願いいたします。

加納消費者団体訴訟室長 それでは、消費者団体訴訟室の室長の加納と申しますが、私の方から説明したいと思います。

まず、お手元の資料1の横長の「重大事故報告・公表制度について」というペーパーを準備しておりますけれども、そちらをごらんいただければと思います。

1枚めくっていただきまして、資料1- としまして、消費者行政推進基本計画からの抜粋を書いております。

この重大事故報告・公表制度につきましては、基本的にこれを食品、サービス、施設等の分野に広げていくということが盛り込まれておりまして、具体的には、下の四角のところですが、こういった法律を消費者庁が所管するという記載の後に、下線を引っ張っているところですが、特に重大事故報告・公表制度については、消費者庁に所管し、消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等の分野に広げていくこととする。

更に続きまして、この重大事故報告・公表制度含め、消費者庁は安全に関する情報を一元的に集約・分析するとともに、情報を早期に発信・公表することなどにより、食品を始めとした消費者の安全を確保するとうたわれているところです。

こういったところから、重大事故報告・公表制度の拡大ということが消費者庁における問題になってくると認識しているところです。

1枚めくっていただきまして、資料1- ですけれども、この重大事故報告・公表制度につきましては、既存の制度として消費生活用製品安全法、いわゆる消安法に基づく制度が既に整備されておりますが、これにつきましては、今般の消費者庁の創設に伴い、法令を整備しておりまして、その整備法に基づく改正についてこのペーパーに書いております。

図の見方ですけれども、左から事業者からの重大製品事故の報告・公表、そして体制整備命令と、3つ概念を書いておりますが、これらについて、今は事業者からの主務大臣に対する報告、主務大臣による公表等という形で主務大臣制を採用しておりますけれども、これを消費者庁移管後は、主務大臣に代えて内閣総理大臣が報告を受け、公表し、命令をするという形になっておりまして、主

務大臣に対しては、例えば事業者から報告を受けて、それを主務大臣に直ちに通知する。公表につきましては、内閣総理大臣が主務大臣に対して、あらかじめ協議をしてから公表するという形で、内閣総理大臣が一元的にこの制度を所管して運用するという形で、一定の措置がされております。

これにつきましては、主務大臣制をとっていることに基づいて、例えば、一定の製品等について、主務大臣は一体どこなのかと。例えば、耕運機とかトラクター、そういったものがありますけれども、そういうものは経済産業大臣が主務大臣になるのか、あるいは農水大臣が主務大臣になるのかというところで、必ずしも一義的に明らかでない場合がありますけれども、今後は、主務大臣制から内閣総理大臣が所管するということになって、そういった主務大臣がどこかということと争うということはないという形で措置されているということです。

めくっていただきまして、次に新旧対照表を付けておりまして、今般の消費者庁の創設に伴う重大事項報告・公表制度の条文上の改正について資料をお付けしてございます。

第3章としまして、現行では第1節として、33条から37条がこの制度となっておりますところ、今般の改正により、第1節から第2節という新しい節を立てまして、第2節のところ、35条から37条ということで、重大製品事故の報告等という節を立てている。

2枚ほどめくっていただきまして、35条というところで、主務大臣というのが今まではあったところですが、これを内閣総理大臣という形ですべて書き直している。36条、37条についても同様であるというような改正になっております。

ちなみに、第3節からは、いわゆる危害停止命令という形で別の命令制度があるんですけども、それについては今般の改正によって消費者庁には移管されないというようになっております。

新旧対照表を飛ばしていただきまして、資料1 - というところに移りたいと思います。

これは第5回の検討委員会で、経済産業省さんから提出いただいたペーパーを抜粋して、再度掲載しているもので内容的に変更があるものではございませんが、もう一度概念の理解に資するためという観点で添付しております。

重大製品事故報告・公表制度につきましては、重大事故が発生した場合、製造・輸入事業者が報告義務を負うということでありまして、重大事故を知った日から10日以内に主務大臣に対して報告をし、主務大臣が更にそれを踏まえて公表するという形になっております。

重大製品事故情報を活用することにより、一番下の四角の矢印のところですが、消費者に対して注意喚起をするということで事故の未然防止、拡大防止を図るという制度となっております。

1枚めくっていただきまして、重大製品事故の公表の流れということで、これも以前のこの検討委員会の資料をもう一度再掲しているものですが、手続の流れは以下の通りであるということで、

というところですが、まず、ガス・石油機器につきましては、製品起因性がないことが明白でない限り、直ちに事業者名を含めて公表する。

ガス、石油機器以外の場合は、のステップに行きまして、それについて、製品起因性、その製品欠陥によって生じた事故であるかどうかというところについてチェックをし、製品起因性が疑われる場合は、直ちに事業者名も含めて公表する。

製品起因性が不明確な場合は、更に次の第1ステップ、第2ステップというところに移りまして、

まず、最初は事故の概要のみを公表し、さらなる事故調査、原因分析を行った上で、製品起因が疑われる場合には、第2ステップという一番下のところですが、事業者名も含めて公表する。

依然として不明な場合は第三者委員会の審議を経るという形をとりまして、製品起因性がないことが明白である場合は、公表はしませんけれども、それがないことが明らかでない限りは事業者名も含めて公表をするという手続になっております。

こういったところを今回の対象分野の拡大に伴ってどういうふうにしていくかというところが検討課題になると認識されるところでございます。

1枚めくっていただきまして、現在の制度の条文上の規定の解釈について書いております。

まず、消費生活用製品とはどういうものを言うかということですが、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く）となっておりますが、一般消費者の生活の用に供されるということにつきましては、事業者または労働者が、その事業または労働を行う際に使用する場合以外のすべての場合を言うということでありまして、一部がたまたま業務用に用いられても、本法の対象となるという形で、広くとらえるというふうに解釈されているところです。

また、製品につきましては、工業的プロセスを経たものであって、独自に価値を有し、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常使用で一般消費者に販売されるという形でございまして、これも広くとらえてはいる。

いわゆる食品につきましても、食品化合物につきましても、製品という概念ところに含まれるところですが、次の別表のところでは除かれるという措置がされているところです。

この製品に当たらないところといたしまして、サービスであるとか、ソフトウェアなどなど、建築物といったここに書いているものは、消費生活用製品という定義の段階で落ちていくという形になっております。

1枚めくっていただきまして、別表の除外ですが、一～九と書いておりますけれども、船舶安全法以下、こういったものが別表によって消費生活用製品から除外されるということになっておりまして、二号のところですが、食品衛生法第4条1項に規定する食品及び同条2項の規定する添加物などにつきましては、こういった形で除かれるということになっておりまして、食品化合物については、別表のところでは落ちていくという形になっております。

別表につきましては、どうして別表が規定されているかということなんです、下に別枠で囲ってありますけれども、別に事故報告制度が存在する。あるいは使用者に高い安全管理義務が書かれているなど、消費生活用製品安全法以外の他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているというものについては、除外されていると整理されております。

1枚めくっていただきまして、次に、事故情報の報告対象は、重大製品事故でなければならないとなっておりますが、これにつきましては、まず、製品事故に該当しなければならないという要件がありまして、製品事故につきましては、条文上次のようになっておりまして、消費生活用製品の使用に伴い、生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかな事故以外のものを言うという形になっておりまして、1号、2号という形で規定されております。

この一号、二号の具体的な内容につきまして、更に政令で詳しく規定するという形になっておりますけれども、2号のところに関して後で出てきますが、消費生活用製品が滅失または毀損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれのあるものとして、具体的には火災というものがこの製品については政令で規定されているという枠組みになっております。

最後の四角のところですが、結果によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものという形で、いわゆる製品起因性というのをここで定義しておりますけれども、これにつきましては、例というところで、包丁を使用して故意に人体に危害を加えたというような場合以外は、製品起因性が認められるんだという形で、なるべく広く製品事故の定義に拾っていくという枠組みになっているということでもあります。

1枚めくっていただきまして、重大製品事故についてという形で書いておりますけれども、この重大製品事故について政令で定めるというふうになっておりまして、この政令で定めるというところが、これでよいのかどうかというのがよく議論の対象になるところであるというふうに認識しておりますけれども、政令で定める要件としましては、
、
という形で2つありまして、1つは、一般消費者の生命または身体に対する危害が生じた事故ということで死亡事故等が書かれているということでもあります。

2つ目のポツの重症病事故というものにつきましては、治療に要する期間が30日以上という形になっておりまして、その次に、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故という形で書かれております。

の滅失、毀損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれがあるものという形で、先ほど製品事故の定義について、そのおそれがあるというものをどういうふうに定義づけるかというところがあると指摘しましたが、それについては、火災という形で今の政令では規定されている。

火災につきましては、運用上は、消防が確認したものであって発煙・発火程度でも火災として扱われるということでありまして、発煙・発火程度も含むというところで広くとらえるというのが今の運用であると認識しています。

1枚めくっていただきまして、報告義務者・報告期限についてというところでございますが、現在の消安法上の規定は、報告義務者につきましては、製造事業者または輸入事業者に限るという形にしておりまして、小売販売事業者、修理業者などは製造事業者等に通知するよう努めなければならないということで、製造事業者、輸入事業者にできるだけ情報を集約させて、言うならば、そこを一種のインフォメーションセンターのような形にして、そこから主務大臣に対して報告させるという枠組みを取っております。

製造業者の意義につきましては、OEMの場合は、一体だれが製造業者というのか、解釈上争いが生じ得るところですけれども、これにつきましては、委託元が自ら設計し、完成品の検査を自己の責任で行うなど、単に製造行為を外注するような場合は、基本的に委託元が製造業者とみなされるというふうに解釈しているということでもあります。

報告期限につきましては、冒頭申し上げましたけれども、製造事業者等が、重大製品事故が生じ

たことを知った日から起算して 10 日以内に報告しなければならないというふうに、施行規則で規定されているということになっております。

1 枚めくっていただきまして、資料 1 - としまして、消費者安全法案、これは今、法案審議にかかる前の段階でありますけれども、消費者庁の設置に伴って、新法として制定される法律として提示されているものですが、これの枠組みをイメージとして掲載したものです。

これでは、重大事故あるいは消費者事故等という形で定義しておりますけれども、一定の類型の情報につきましては、行政機関から消費者庁に対して集約されるというようなことになっておりまして、こういった新しい枠組みが入るということをどう踏まえるかということも検討する必要があると思われるところです。

これまでの委員会の中で、特に警察や消防などの情報がどうなるのかという御質問があったかと思いますが、地方公共団体の中にこれらの組織が含まれますので、消費者安全法ができれば、これらの警察情報なども基本的にはこの枠組みに入ってくると理解しております。

以上が現状の制度の問題点等について御説明したところです。

続きまして資料 2 に基づきまして、これをどういうふうに拡充していくかということについて考えられる論点について事務局の方で整理したものがありますので、ごらんいただきたいと思います。

順番に見ていきますけれども、まず 1 . で、制度の対象分野の拡大についてということで書いております。

ちょっと読み上げますと、消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等に拡充するということがうたわれているわけですが、その中でそもそも事故情報も安全規制も存在しないような分野、例えばこんにゃくゼリーなんかはこれに該当すると思うんですけれども、そういうところへ本制度を拡大し、制度のすき間を埋める必要性は強く認められると考えられると書いております。

他方、例えば食品衛生法上の事業者のように、既に他の法令に基づく制度により行政に対する事業者の報告が義務づけられている分野もあり、この場合、関係行政機関から消費者庁に対する情報の通知義務を規定している消費者安全法によっても基本的には消費者庁における情報の集約を図ることになるということでありまして、ここで参考資料の 1 ということで、あちこち飛んで恐縮ですが、ごらんいただきたいと思いますが、参考資料の 1 で、主な現行制度ということで、幾つかピックアップしています。これは完全に全部網羅しているわけではありませんけれども、典型的と思われるものを事務局の方で幾つかピックアップしたものです。

例えば消安法が一番上にあるということですが、食品等につきましては、食品衛生法の枠組みの中で製造業者などもこれらのものは保健所等に報告をするということが制度上義務づけられているとなっております。

そうしますと、先ほどの消費者安全法の枠組みに乗れば、保健所等を通じて消費者庁に対してこれらの情報が集約されるという枠組みになるということになりますので、こういったところをどう考えるかというのが論点になるのではないかとと思われるところです。

先ほどの資料 2 の論点ペーパーの方に戻っていただきまして、1 . の最初の丸のところ、下辺りですが、消費安全法によっても基本的には、消費者庁における情報の集約が図られることになると

いうことでありますので、制度の対象分野の拡大に際し、このような他の法令に基づく制度及び消費者安全法による情報の集約と本制度による情報の集約との関係についてはどのように考えるかということが、まず、前提として論点になるのではないかと考えております。

2. ですが、対象分野の拡大に伴う論点ということでありまして、まず、最初の括弧で、報告しなければならない事故の内容。

現行制度上の重大製品事故の背につきましては、先ほど御説明したとおりで、これは製品についてそのように書いているということですが、これを例えば食品とか、サービス、施設に拡大するとした場合、それは同じものでいいのかということが論点になるところであります。

2つ目の ですが、いわゆるヒヤリハット情報についても、これを有効活用すべきではないかというのは、この委員会においてもかなり御意見としていただいているのではないかと認識しているところですが、それについて被害防止の観点から有用性は認められるものの、本制度が事業者への義務づけを内容とするというものであることからすると、適用範囲を明確化しなければならないことをも踏まえる必要があると考えられるところでありまして、そのため、被害発生の兆候を示す何らかの事態を明確化していくということが考えられると思っておりますけれども、対象分野が拡大された場合、被害発生の兆候を示す事態としてどういうものがあり得るかと書いております。

ここで参考資料2ということ恐縮ですが、事態というものでどんなものがあるかという形でイメージを持っていただくために幾つか用例をピックアップして付けております。

例えば、鉄道事業法というのがありまして、19条に事故の報告というのがありますが、19条の2というのがありまして、鉄道事業者は、前条の定めるほか、1行飛ばしまして、こういった事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認められるときは、遅滞なく事故の種類等を国土交通大臣に届けなければならないという形で報告義務に似たような制度がある。

おそれがあると認められる事態という形で具体的にピックアップして明確化していくということがヒヤリハットを取り込んでいくのに手法として考えられるところでありまして、例えば、下の鉄道事故等報告規則によりましては、第4条ということで、幾つか閉そくの取扱いを完了しないうちに走行したとか、三号では、停止信号を防止したとか、こういった具体的に危ない事象というのは、こういうものだというものだというのを書いてある。

同じように、1枚めくっていただきまして、航空法におきましても同じような制度がありまして、76条の2という下のところですが、おそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときには報告しなければならない。

事態としてどんなものがあるかということですが、航空法施行規則によりまして、1枚めくっていただきまして、166条の4というところでは、例えば一号として、閉鎖中のまたは航空機が使用中の滑走路からの離陸またはその中止という形で、具体的にこういうことは非常に危ないので、ヒヤリハットであるという形で掲げてある。

参考としまして、次に酒税法であるとか、火薬取締法であるとか、建築基準法とか幾つか書いてあります。

例えば酒税法であれば、腐敗というものが事態。

火薬類取締法であれば、39条で異臭という形で書いてある。

建築基準法では12条の1項の下から3行目辺りですが、損傷、腐食、その他の劣化の状況という形で、具体的に事態を規定しているというところでありまして、ヒヤリハット情報を取り込む場合には、やはり具体的に、報告義務の対象を明確にしなければいけないと考えられますので、こういう形で事態を一つひとつピックアップしていくことが考えられると思っておりますけれども、その点についてはどうかというのが論点です。

資料の2に戻りまして、2.の2つ目の括弧の公表についてというところですが、ここも読ませていただきますと、報告の対象分野の拡大に伴い、当該製品や食品等の起因性を究明する手法も多岐にわたることになるなど、これまでとは異なる起因性の究明及び公表の在り方について検討する必要が生ずると考えられるということでありまして、例えば食品の場合は、製品や施設とは異なり、起因性の究明のために必要となる食品そのものが存在しないことがある。食品の場合は、それを食べてしまったということで、物が残っていないということが大いにあり得るわけですし、そうすると、その原因は何かというのを調べるのに、非常に苦労するということがあり得るのではないかと、そういう特性を踏まえる必要があるのではないかと考えられるところではあります。

そういったものが存在しないこと、あるいは本人の素因等の問題とも合わせて、起因性の究明は困難なことも多いと考えられるとしておりますが、起因性の究明と公表の迅速性とはトレード・オフの関係にあり、集約した情報について、慎重な起因性の究明を踏まえれば、事実関係を明らかにしつつ消費者にとってわかりやすい形での公表も可能だと考えられるが、他方、起因性の究明を尽くそうとすれば、相応の時間・労力、費用を費やすことについてどのように考えるか。

2つ目の ですが、現行制度は、事故の製品起因性がないことが明らかでない限り公表の対象とするということで、広く公表するという枠組みを採用しておりますけれども、この枠組みは、対象分野の拡大も維持すべきか。更に、現行制度においては、公表の対象となる事故のうち、一定の製品について、先ほどガスとかという形で見ましたけれども、そういうものは製品起因性が明らかになる前であっても、事業者名を含めた詳細な情報を公表する。対象分野の拡大に伴い、この運用も拡大することを検討する場合に、事業者の正当な利益の確保との関係はどのように考えるかと書いてあります。

この点について詳しく触れる時間がないので恐縮なんですけど、参考資料の3として公表に関する裁判例、学説ということで、いわゆる0157食中毒事件というものを掲載しております。

事案の概要、訴訟の経緯等はここに書かせていただいたとおりでありまして、判旨の特に関係があると思われるところをピックアップしております。

結論的に申し上げますと、東京で起こされた訴訟と大阪で起こされた訴訟の2つがあり、東京地裁では最初、国の賠償責任は否定されたということで、国が勝ったわけですがけれども、控訴審では引っ繰り返されて国が負けました。大阪地裁、大阪高裁では両方とも国が負けましたという形になっておりまして、特に公表の在り方について非常に厳しく裁判所が批判をしているというところがありますので、こういったところをどう見るかというのが非常に悩ましいと思っております。

最後、論点ペーパーの方に戻りまして、その他というところですが、現行制度上は、製品について一番熟知し、それに責任を持っていると考えられる製造事業者または輸入事業者が報告義務者となるんだということで、小売業者などは、努力義務として製造業者に報告するように努めなければならないとなっておりますけれども、また、重大製品事故が生じたことを知ったときから 10 日以内に報告しなければならないこととされているということでありまして、こういったことについても、今後、制度の拡大ということに伴って、食品とか施設、サービスなどに拡大することについて、同様にいいのかどうかということについては検討する必要があるだろうということです。

早口で恐縮ですが、事務局からは以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見がありましたら、どうぞ、お願いいたします。

越山委員、どうぞ。

越山委員 資料 2 の 1 ページの一番下、参考資料の 3 の件ですが、起因性の究明と公表の迅速性のトレード・オフの関係の話が示されており、これは、まさにそのとおりだと思います。しかし、むしろ現在、我々だとか、一般の消費者が一番気にするのは、一つの省庁の中での起因性の究明と公表の迅速性のお話ではなくて、先ほどの経済産業省の事故情報収集制度のお話がありましたけれども、消費者庁さんの方に、情報が集約されるのかもしれませんが、経済産業省なりの行政機関は、自分たちのテリトリーの範囲内で安全再発防止装置だとか、企業に対する対応だとか、または原因究明自体も公表と共にやる可能性があると思うんですけれども、ここで言っているのが消費者庁さんの中で起因性の究明をするお話になっているのか、それとも各省庁でやられている起因性のお話と、消費者庁さんの方でやられようとしている議論なのか、ちょっとこの資料ではよく読み取れなかったものですから、その点だけお伺いいたします。

加納消費者団体訴訟室長 資料 1 の方でお付けしておりますけれども、資料 1 - というのがあります、その 1 枚めくっていただいたところの公表の流れというものがありますが、第三者委員会の審議を経てというのを、先ほどちょっと早口で御説明しましたけれども、この枠組みは、今、経産省でこういうふうに行っていると、製品事故については、ここで起因性ありやなしやというところについて検討して、明らかにないと認められるもの以外は公表するというふうに登載。

まだ、詳細は未検討なんですけれども、消安法が今度消費者庁に移管されるということになりますので、こういった枠組みがそのままずっと消費者庁に来るというイメージではないかと思っております。

それ以外に、例えば保健所でいろいろ原因分析をすとか、食品とかでしたらそういうふうなことがあり得ると思うんですけれども、そういうところについては、今の消費者安全法の枠組みだけの場合だとすると、基本的には保健所などで原因分析をして情報が上がってくるという枠組みになるのではないかと思います。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 資料 2 に関してなんですけれども、もう少し枠組みを丁寧に教えていただきたいんで

す。すなわち消費生活用製品安全法と、これからできる消費者安全法の関係がわからないんですが、いわゆる消安法の重大事故報告公表制度と、消費者安全法の問題をどのように考えているのか。その関係がわからないので、1の制度の対象分野の拡大というのがどういう関係にあるのかちょっとわからないんですけども。

加納消費者団体訴訟室長 資料1 - をごらんいただきたいと思いますけれども、消費者安全法の概要ということでイメージ図をお付けしてございますが、この図で地方公共団体というものがありまして、その矢印の下に、情報といいますか点線で点々と来ていまして、それが消費者庁の方にくるっと来ている。それで、国民生活センターというところの下辺りに吹き出しとしまして、重大事故に関する情報は直ちに通知というものがあります。

それから、関係行政機関というものがありまして、これも地方公共団体から細い点々が関係行政機関の方に来ておりまして、そこから更にくるっと来まして、情報という太い点線のところにまた入ってきてまして、それが情報の分析という形で入ってくる。

消費者安全法の規定なんですが、情報の次の紙以下にお付けしておりますけれども、12条というのがありまして、1枚めくっていただいて、消費者安全法案の条文をごらんいただきたいんですけども、12条の1項で、行政機関の長、都道府県知事、市町村及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事故を通知しなければならないというふうになっている。

この重大事故につきましては、2条の6項のところでは定義がされている。12条2項では、重大事故以外のものですが、消費者事故等についても同じように通知に関する規定が設けられています。こういうふうになっています。

これは、いずれも行政機関内部の情報の流通に関する規定だということでありまして、資料1 - のイメージの図で御説明しますと、行政機関が内部の情報流通ということはこういう形で基本的には、消費者庁に一元的に集約されることになる。

これに対して、重大事故情報は、事業者に義務づけるというところに特徴があるという制度だと思われるのでありまして、それは消費者安全法ではカバーしておりませんから、事業者に対する義務づけは、今の消安法の重大事故報告制度を拡充していく中で措置をしていくものだと考えております。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。

中村委員 そこがわからないんです。消費生活用製品安全法は、あくまで消費生活用品だけですよ。それ以外の製品に関してはどうして拡充できるんですか。

升田委員長 ちょっと済みません。多分議論しておられる対象が違うんで、今の御説明は、行政機関の内部の話、情報の流れのお話なんです。事業者からの報告については、消費生活用製品安全法によるという話なんです。それは今よりも拡充しているわけですね。

今の御質問は、多分、消費生活用製品以外の製品についてはどうなっているかという御質問ではないかと思うんですが、そうすると、多分御質問が必ずしも伝わっていないのかもしれないね。

加納消費者団体訴訟室長 わかりました。消安法の製品以外のものという御質問ですか。

中村委員 はい。

加納消費者団体訴訟室長 それは、既存の法律ではいろいろ制度があるということだと思います。それを拡大していこうというのが、この閣議決定の趣旨だと思います。

岡田国民生活局審議官 補足で、今の資料の1の1枚めくっていただいたところの消費者行政推進基本計画というところで、今、室長が説明しているのは、(4)で個別作用法の所管ということで線が引いてありますが、事故情報の報告・公表制度について、今ある法律よりも更に横断的、体系的な、これは立法措置を含むんだと思いますが、そういうものに取り組むということが書いていますので、それについて論点を整理していると、御説明させていただいているということです。

升田委員長 ですから、項目ごとにどこがカバーされて、あるいはカバーされていないということも、もう一つ具体的に検討しないといけないと思うんですけれども、ですから、説明しておられる方の方は従来以上に拡充したところがあるじゃないかという説明なんですけれども、中村委員のお話は、全然手を付けていないところがあるじゃないかと、こういう御指摘なんです。それは両方ともあって、先ほど説明がありましたような状況だということですよ。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございましょうか。

青木委員、どうぞ。

青木委員 今のお話に関連するかもしれないんですが、消費生活用製品安全法以外の個別法案のところで、報告を義務づけているという認識なんですけれども、ただし公表制度については、消安法のところは、ほかと違う、そういう意味でいきますと、公表のところについて報告とともにきちんと明記されているというところが違うと思うんです。

そうすると、報告については、ほかの個別の法案で義務づけられているものがあっても、そこから先公表にいく審議の流れというのが消安法の体系と全く違ってくると思うんです。そうすると、公表について明記していない個別法案のところで対象となっている製品についての公表については、これはどういう体系の中で組み込まれてくるんでしょうか。

加納消費者団体訴訟室長 消費者安全法の体系の中で組み込まれてくると思います。

升田委員長 島野委員、どうぞ。

島野委員 やさしい質問です。この前の木曜日ですが、質問しておいたのが、今日、議論されるということだったので、別に質問しなかったんですけれども、消安法の方は、事業者に重大事故は10日以内で報告を義務づけている。ただ、安全法の方は、事業者には報告は義務づけしていませんね。行政などから情報が入ってくるだろうということなんだろうけれども、事業者になぜ義務づけはできなかったんでしょうか。

升田委員長 なぜというのは、立法事実としてなぜそうしたということと、もう一つは基点を設けなかったのは、なぜかという2つの御質問があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

加納消費者団体訴訟室長 消費者安全法を立案する過程においては、基本的に、行政の内部の情報の集約ということを中心として制度設計したというふう聞いておまして、事業者の義務づけにつきましては、例えば食品であるとか、サービスであるとか、施設であるとか、そういった個別の製品ごとに特徴があるだろうから、そういったことを踏まえて個別に検討していくべきだという

ふうに整理したと聞いております。

島野委員 素朴な疑問なんです。けれども、消安法の報告について、つまり収集の部分は、消費者庁に移る。消安法はメーカーに義務づけさせます。ほかの法律は義務づけがされていない。こんにゃくゼリーなんかの場合の例を取ってみると、義務づけはないですね。食品の中毒だとか保健所に入ってくると思いますけれども、同じ消費者庁で、こちらの法律はこうです、こちらの法律はああですというのは、ちょっと違和感があるなと思っているということです。

升田委員長 どうでしょうか。今、情報一元化の意味の問題だと思えますけれども、従来から議論されている中で、原委員、どうぞ。

原委員 同じところの質問なので、多分みんな重なって、何となくうまく整理が付いていないんだと思うんですけれども、資料の1 - の中でちょっと考えてみると、こちら側の質問もわかりやすいのかなと思うんですけれども、これは最初消費者の情報からスタートしますね。今、ここに書かれているのは、地方公共団体を中心とした消費生活センターで書かれていますけれども、消費者は、何か事故があったりとか、ヒヤリハットしたときに、地方の消費生活センターとか、地方消費者行政のところだけではなくて、大半は流通とか、メーカーに持ち込むと思うんです。

メーカーに持ち込んだ場合は、それが重篤な事故の場合は、重大事故の情報をきちんと届け出なければいけないという義務がかかるので、事業者に入った情報というのは、その縛りがかかってくるので、10日という期日でさっと上がってくる可能性がある。

でも、ひょっとすると消費生活センターに行くかもしれないし、それから、消防情報とか保健所情報で入るのかもしれないけれども、そうすると、同じ事故とかヒヤリハットしたものであっても、何かルートによって情報の扱いが違ってくるのは、どうなるんですかという、そういう感じがするんです。

もう一つは、今回は、内閣総理大臣のところに情報を一元化しますね。それなりのところに一元化して、そうすると消費者庁の中の消費者安全課が担当すると思うんですけれども、20人くらいの規模やって、オールマイティーではやれないと思うので、また、担当の行政のところに原因究明のところは連携して協力を求めるという形になると思うんですけれども、そうすると、ストレートに各省庁で情報が上がっていった原因究明ができていたのがちょっとワンクッション入ってしまうので、迅速性のところで遅れないかということ。この2つがもう少しうまく整理されないのかなという感じがするのですが。

升田委員長 私が答えていいかわかりませんが、第1番目の、この図が、消費者が一番上にあるので、常に消費者がというようなイメージがありますけれども、現在の制度自体は、当然生きるわけですから、例えば義務づけている中で情報が入ってくるのは、そのルートから入ってくるわけです。

それ以外に付け加えて、かつ、それを一元化する、つまり消費者庁に一元化するということがこの図の1つの説明したいところではないかと思うんです。

ですから、少なくとも今より何か問題が起きるということではなくて、むしろ充実しようと、一元化しようということだと思えます。

多分、ルートがどこから来ようと、同一のものについては、要するに早く到達すればそれで対応できるということを多分目指すんだらうと思うんです。ですから、一見わかりやすいようだけれども、そういう意味ではあるいは誤解を生むのかもしれない。横の方からもどんどん情報が入ってくるという、多分図だらうと思います。

2番目の原因究明のところは運用の点もありますので、現在よりも何か迅速性に劣るということはないと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

加納消費者団体訴訟室長 第1点も含めまして恐縮ですけれども、まず、消費者ルートなのか、事業者ルートなのか、その他によって情報の内容が変わってくるのではないかというような御質問だったと思いますけれども、まず、消費者安全法の立て付けとしましては、先ほど申し上げたように、行政内部の情報の流通というところに主眼を置いておりますので、事故の報告等をすべき事故の内容は今の消安法の事故の内容よりもかなり広くしているというようなところが特徴的だと思います。

今の消安法は、事業者に対する義務づけという規定でありますから、やはり義務づけである以上、制裁がかかってきますので、何を報告しなければいけないのかということが事業者にきちんとわからないといけないというところがありますけれども、そういうことである程度縛りをかけているのではないかと理解される場所ですが、消費者安全法につきましては行政の中で流通させるということですから、そこはそういうような縛りをかける必要はなく、逆にもっと幅広く情報流通させることがいいのではないかとということで、幅広く消費者事故等の概念を取っているというふうに理解をしております。

もう一つの、要は関係行政機関を介して情報を流通させることに伴って、例えばタイムラグが生じるのではないかとこのところは、御懸念のところは理解できますので、そこは運用における注意点ではないかと思えますけれども、例えば、今、情報総括官会議のような取組みを先行実施としてやっておりますが、そういったところの経験などを踏まえながら消費者庁において迅速に情報を集約するような運用を工夫していくということではないかと思えます。

特に原因究明につきましては、先ほども保健所の原因究明とかがどうなるのかというのがありましたけれども、消費者安全法プラス消安法の枠組みだけということになりますと、消費者庁は原因究明機関を持たないという状況になっておりますから、そういう場合であれば、そういった保健所などの既存の原因究明機関をうまく活用してということが基本ではないかと思えます。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ただいまの御指摘、幾つかございましたけれども、事務局において更に整理を進めていただきまして、次の委員会では報告書案として提示させていただいて、更に審議を深めてまいりたいと思えます。

それでは、第2の議題であります、消費者安全教育・リスクコミュニケーションについて取り上げたいと思えます。

このテーマにつきましても、第5回の本委員会で関係省庁等からヒアリングを行いましたけれども、本日は事務局からその後の整理について説明を伺った上で、更に御議論いただきたいと思いま

す。

それでは、お願いします。

甘利消費者行政推進室長 初めに資料3につきまして、消費者教育についての取組みについて御説明をさせていただきたいと思えます。安全について補足しながら説明したいと思えます。

1ページ目ですけれども、まず、消費者基本法です。政策のベースになりますけれども、従来の消費者の保護から消費者の権利の尊重と消費者の自立支援ということで考え方をシフトさせる中で、消費者教育につきましては、第17条で、啓発活動及び教育の推進ということで、国が消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等、消費者に対する啓発活動の推進をするとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとするというようなことで規定しております。

具体的には、1枚めくっていただきますと、消費者基本計画でございますが、国民生活審議会の審議を経て閣議決定をされたものでございますけれども、消費者政策の基本的方向として3つの柱がございます。

そのうち、2つ目の消費者の自立のための基盤整備、こちらに消費者教育が位置づけられているということになります。

消費者教育を受けられる機会の充実ということで、消費者教育の推進体制の強化、消費者教育の担い手育成・支援、教材の開発・提供、消費者教育の体系化等により、消費者教育の充実を図ることが主な課題として挙げられております。

消費者政策の重点としては、以下にあるような5つのポイントが定められているということでございます。

3ページ目は、消費者教育の取組みの全体像をポンチ絵風にまとめたものでございます。まず、消費者教育の体系化、推進方策の検討をして、それに沿った形で担い手の育成、情報収集、集約発信、それから教材の作成等に取り組んでいこうというようなことを説明したものでございます。

具体的には、4ページ目でございますけれども、消費者教育の体系化と推進方策の検討ということでございます。こちらにつきましても、国民生活審議会の消費者政策部会のとりのまとめなどに沿いまして、消費者基本法の理念に基づき、消費者教育をどのように進めていくべきか、体系化の枠組みについて検討をしてございます。

成果としましては、消費者教育の体系シートの作成ということで、別途配付して蛇腹になっておりますけれども、ちょっと大判の資料を付けてございます。

消費者教育の理念ということで、自立した消費者を目指してということで、こちらに挙げられている目標に沿って、領域別、ライフステージ別に消費者教育を進めていくことが有効であろうというようなことでございます。

安全につきましては領域別の第1番目に挙げられておりまして、こちらの資料にございますような商品の安全性に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して商品を選択・利用できる。あるいは商品による事故、危害に適切な対処ができる、安全に暮らせる社会を目指し消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができるというような目標に沿ってライフステージ別、幼

児期から青年期、高齢期まで含めて、それぞれのライフステージにおいて、必要な教育を提供するというのを支援していこうというようなことを考えております。

この安全、契約・取引、情報、それから環境という4つの領域に区分けしてございますけれども、この考え方は消費者基本法の内容を反映したものでございまして、安全であれば消費者基本法の11条の安全の確保とか、そういったものを反映した考え方になってございます。

消費者教育の推進方法につきましては、学習支援者、教育の担い手への支援の充実あるいは教材・プログラムの充実と開発方法の深化。組織と人材のコーディネートの強化と充実、こういったものに取り組んでいくべきであろうというようなことです。

あと、体系化の流れとしまして、今後の検討課題としては、消費者市民教育の在り方というのが新しい課題として挙がってきているというところでございます。

5ページ目ですけれども、出前講座実施の専門家（市民講師）育成ということで書いてございますが、いわゆる教育の担い手づくりへの支援をしていこうということでございます。地域で実施される消費者の啓発講座等では、行政の職員とか、消費生活相談員の方が講師を務めることが多いわけですが、マンパワーが限られているということです。

一方、そうした教育・情報を提供する場というのを幅広くしていかなければいけないということで、人がなかなか足りないということでございますので、そういう人づくりをしていくためには、汎用的なプログラムを構築して広めていくことが必要ではないかというようなことで、現在、有識者の御意見をいただいて、育成プログラムの検証・実施というようなことを進めているところでございます。

講師の知識として、どういうことを身に付けたらいいかというプログラムのイメージでございまして、講師の持つべき知識、それから講師としての技能、プレゼンテーションの技能とか、そういったものをカリキュラムとして組み合わせていくというようなプログラムを想定してございます。

例えば安全について言えば、食の安全とか、身近に起きる製品事故の事例を紹介して、消費者の権利と責務について考えると、そういったイメージのものを提供していこうということです。講座などで、このプログラムが活用されることで、安全について言えば、必ずそういったものを盛り込んでいただくような仕組みづくりをしていこうというようなことに取り組んでいるところです。

6ページ目でございますけれども、教育の担い手を支援するというところで、教材が十分ではないということで、最近のいろいろな消費者トラブルを取り上げる。また、ユーザーからニーズの高い教材をつくっていこうというようなこと。それから、先ほどの体系のうち、教材が不足している領域やライフステージについて教材を更に補充していこうというような考え方に基づきまして、こちらに挙げられているような教材を内閣府としてはつくってございます。

消費者行政の部局の方に伺ったところでは、ライフステージ別には少年期あるいは高齢期のニーズが高い。領域別に見ますと、やはり契約取引のところのニーズが非常に高く、情報の次に安全に関するニーズがあるというようなことでございました。

お手元に2つの教材を御参考に配付させていただいておりますけれども、1つは、よくわかる消

費生活というもの、これは中学生、高校生ぐらいに向けてつくった教材でございますけれども、冒頭のところに安全ということで、食品の安全、製品の安全、それから施設の安全、事故が起きたときの対処方法、それでおさらいというような感じで、安全について取り上げて学校等でも授業をやっていたらこうというようなことを考えて配付しているところです。

それから、教員、講師のための消費者教育ティーチングガイド、こちらはライフステージ別につくられておりますので、安全のところは1か所にまとまっておりますけれども、消費者教育の考え方、それから目標とか、教えるべき内容、それから解説・指導方法、そういったものを整理して、教員の方とか、講座を持つような講師の方用に、どういうポイントを持って教えていくか情報を提供しようというもので、安全について言えば、そういう取組み方とか、理解を深めるような工夫をしているところでございます。

次のページでございますけれども、ポータルサイトの構築ということで、各省庁いろいろなところで消費者教育用の教材というのはつくられてございます。消費者団体あるいは事業者団体、いろいろつくっているわけですが、それがいろんなところに散在して、実際に教える場に十分届いていないのではないかとということで、そういう情報が広く活用されていくためには、用途に応じて必要な教材情報を簡単に検索、選択できるような消費者教育ポータルサイトが必要ではないかということで、現在、その構築に取り組んでいるところでございます。

こちらも対象領域としまして、安全も含めて、領域別、それからライフステージ別に進めているところでございまして、情報としては教材とか、教育に関する基本的な施策とか、法律とかイベント等の情報、そういったものを載せていけるようなものにしていきたいということです。今、試行版しかございませんけれども、今年度から本格的に取組みを強化していこうというようなことでございます。

安全面ですと、現在の試行版は、各省庁の資料等50件弱の教材が掲載されて、検索できるようになってございますけれども、更に機能を充実させていくというふうな状況でございまして、今年度の作業では、安全について言えば、安全という一つのくくりだけではなくて、製品安全、食品安全、その他の安全という3つの分野で、検索ができるような仕組みに改善していきたいということでございます。

対象につきましても、現在、試行版では国の機関のつくっている資料が主に中心になっているわけですが、更にそれを広げていくというようなことを考えてございまして、アクセスのしやすさをより高めていきたいというふうに考えております。

このポータルサイト自身の知名度が、まだまだ低いのかなというところもございまして、機能強化が進むのに併せて、そういった面でも取組みを強化していきたいということを考えているところです。

8ページは、教育関係機関との連携ということで、内閣府と文科省間の連携強化あるいは地方での消費生活センターと教育委員会との連携強化という、これまでの取組みを紹介しております。まだまだ地方における教育委員会との連携というのは、十分進んでいない地域もあるということでございますので、更に連携の強化を進めていきたいと考えております。

9 ページ目ですが、従来、内閣府で行ってきましてけれども、20 年度からは、国民生活センターで実施しております高齢者、障害者の見守りネットの仕組みを絵にしております。

各省庁あるいは地域の暮らしの安全・安心を守る情報を国民生活センターの方から携帯電話やパソコンを通じて、メールで高齢者、障害者、その周りの方々にお送りして注意喚起を図っていく。

また、そういう方たちが遭遇しておりますような問題につきまして、民生委員の方あるいは都道府県に情報を流していくというような情報が循環するような感じで進めているというようなものでございます。

最近の消費者教育をめぐる動きとしましては、自民党の消費者問題調査会消費者教育ワーキングチームが、昨年の 10 月末から開かれておまして、関係機関にいろいろヒアリングをしておられるという状態で、更に消費者教育を推進していくには、どのような取組みが必要かというような観点から議論をされているということがございます。

この後、消費者庁というところをにらんでということになりますと、私どもとしても従来、消費者教育に取り組んでいる部門が消費者庁に受け継がれるというようなことになりますので、消費者庁においては、今度の消費者政策委員会、そういったところの場の意見を政策に反映するという形で推進をしていくということになるのだらうと思っております。

大体以上でございます。

升田委員長 どうぞ。

野村消費者安全課長 引き続きで恐縮でございますが、資料の 4 及び 5 について簡単に御説明させていただきます。

資料の 4 でございます。リスクコミュニケーションをめぐる現状と課題ということでございます。

1 ページ目に、消費者庁の設置法案の所掌事務、リスクコミュニケーションに関連する事務で主なものを引いてございますけれども、消費者庁におきましては、消費者の利益の擁護及び増進に関する企画や立案や推進等の行うということでございます。また、必要な環境整備に関する事務を行うとなっております。

リスクコミュニケーションという事務そのものは非常に新しゅうございますので、法律用語上は第 13 号で食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関することという表現になっておりますけれども、この事務に関しましては消費者庁に位置づけるということになっておりますこと及びこの文言自体が非常に新しいものでございますけれども、食品以外の分野に関しましては必要な環境整備に関する事務の推進というところで理解するというところで、消費者庁においては食品安全分野のリスクコミュニケーションの調整や、関連する必要な環境整備を推進することというふうに解しているところでございます。

2 ページ以降でございますが、2 ページにリスクコミュニケーションに関する意識・行動調査といたしまして、国民生活モニター調査結果の要約を掲載してございますけれども、これは国民生活行政に御関心のある一般の方を公募させていただきまして、年に 4 回モニター調査をさせていただいているものでございますけれども、今年 2 月に実施いたしました調査の中でリスクコミュニケー

ションに関する認知等についてお伺いをしたところでございます。

3 ページ目から 5 ページ目にかけて結果の主なものを掲載してございますが、まず、リスクコミュニケーションという言葉聞いたことがあるかという質問に関してですが、6 割の方が全く知らない、あるいは聞いたことはあるがよく知らないという方が 3 割と、知っている御回答いただいた方が 1 割を切っていたという、比較的国民生活行政に御理解、御関心をお持ちのモニターの方々においてそういうした回答結果であったということでございます。

更に、知っている、ある程度知っているを選択された方に対して、行政が提供しているリスクコミュニケーションのツールに接したことがおありですかという御質問に関しましては、7 割の方が接したことはないという回答状況でございました。

ただ、一方で何らかの形で接したことがあるという方にお伺いをしましたところ、問 3 でございますけれども、今の行政からのリスクコミュニケーションについて、適切に行われている、ある程度適切に行われているという御回答が 6 割でございまして、改善が必要であるという方が 39.9% という御回答の分布でございました。

改善が必要であるという方にお尋ねしたのが問の 4 でございますけれども、これは改善点を相対で見ただけでございますけれども、わかりにくいとか、あるいは消費者の意がくみ上げられていないとか、そういった主だった改善した方がよいのではという点に関しましては、いずれにしましても、突出してどこかによっているというよりは、それぞれ問題があるという御回答の分布であったということでございます。

問の 5 でございますけれども、食品や製品などの安全や危険の情報を普段どこから入手していますかという質問でございます。これも横に 100%、相対的に比較をしたものでございますけれども、マスコミからというものが突出をしておりますが、それ以外には食品製品の表示が大事だという御意見、それから店頭から入手をするというものが高いということでございます。

また、国からというのは、ここで 5.3% となっておりますが、必ずしも高い方には入ってございませんで、むしろ地方自治体でありますとか、消費者団体でございますとか、そういうところの活動の重要性ということも相対的にはそちらの方が重要だという御回答の分布であったということでございます。

6 ページ目以降、リスクコミュニケーションの現状、消費者安全に係り得る主な分野としまして、食品安全に関するものと、化学物質に関するものを整理してございますけれども、食品安全に関しましては、第 5 回の委員会で、食品安全委員会の方から御紹介をいただいたとおりのところでございますけれども、そこでの御紹介のあったところの再掲になりますが、7 ページ目の下半分の方でございますけれども、現状、改善が求められる主な課題としては、いろいろやってくれているんだけれども、主宰者側からの情報提供が一方的で、評価結果や管理措置等を押し付けるような印象を与えている場合があるとか、あるいは関係者が一堂に会する意義はあるものの、出席者の間で問題に対する知識、関心に相当な違いがあって、消化不良になりがちである。

あるいはそうしたことを踏まえて、目的に合った手法の検討をしていく必要があるのではないかとといった御指摘、御紹介をいただいたところであったかと理解してございます。

8 ページ目に、食品安全委員会を中心とします食の安全に関するリスクコミュニケーションの主な取組みの概要を紹介してございます。意見交換会の開催等々でございます。

4 つ目のところに地域の指導者・リスクコミュニケーターの育成等ということがございまして、これば地域的にばらつきがあるんじゃないかという趣旨の御質問、御指摘を第 5 回のときにあったかと思えますけれども、その後調べていただきましたけれども、47 都道府県のうちの 13 都道府県ではまだ推進事業が実施されていないということだったということでございまして、そういうことも改善の必要性があり得るということかと思えます。

9 ページ目以降、化学物質に関する現状の整理をしてございますけれども、化学物質分野でも、情報の整備、対話の推進、場の提供ということで食品安全の分野と類する取組みが展開されていると理解されるところでございますが、若干違いが見られますのは、10 ページ目から 11 ページ目にかけてでございますけれども、化学物質というふうに対象が限定されてございますので、化学物質のリスクに関しまして当該化学物質の有害性と暴露量ということで定量的に評価をして情報共有をするという取組みが進んでいるということは、特徴的なところかと考えられます。

また、長い流通経路を経て、手元に届くということではなくて、化学物質を排出している事業者、事業場の場が特定しやすいという特徴がございまして、近隣の行政や市民と事業者との間のリスクコミュニケーションが地域単位で展開されているということも比較的特徴的なところではないかと理解されるところでございます。

駆け足で大変恐縮でございますけれども、資料の 5 で、これまで消費者教育あるいはリスクコミュニケーションに関しまして、いろんな折で御指摘をいただいてきてございます。それを踏まえまして、論点整理のためのたたき台を整理させていただいてございます。

1 ページ目でございますが、消費者教育の拡充として、5 点挙げさせていただいてございます。

1 点目でございますが、製品・食品流通のグローバル化や施設・施設の複雑化あるいは巨大化等を背景として、一定のリスクが残っている状況にしばしば消費者が直面せざるを得ないことを前提とし、消費者が安全・安心に関する幅広い情報を得て学ぶことができる機会を創出することは、消費者自らが判断して安全・安心を確保するための環境整備として重要であり、一層の充実が図られるべきであるとしております。

また、消費者教育を概観した場合、安全分野の取組みが相対的に手薄となっているのではないかと。具体的な事例の収集・政治や安全・安心に関する知識の総合化や体系化を進めて安全分野での消費者教育を拡充する必要があるのではないかと。

また、金融教育、食育教育、環境教育など、先行している分野もあるものの取組みがばらばらであって、消費者庁が中心となって分野横断的な取組みが推進される必要があるのではないかと。

また、消費者安全教育においては、被害者が事故情報を埋もれさせずに、積極的に顕在化させることによって、社会全体の安全性のレベルの向上につながるることについての、理解を促進することが必要なのではないかと。

また、製品を大切に使うこと、あるいは環境負荷に配慮すること等も広い意味での消費者安全・安心に含めて考えるべきではないかと。

また、子どもは特に危険な事象について、自ら理解、納得して、あるいは体感、実感することによって注意深い行動を選択できるようになり、そうした子どもの問題意識や思考パターンに着眼して、教育内容、方法等を構築していくと、そういうことが消費者教育のレベルアップのためには必要なのではないかといたした御指摘をちょうだいしてございます。

2 ページ目にリスクコミュニケーションの関係でございますが、4 点挙げさせていただいてございます。

消費者の安全・安心の確保にとって、リスクコミュニケーション、ここでは多様な利害関係者の間でのリスクに関する情報及び意見の交換というふうにとりあえず書かせていただいておりますが、リスクコミュニケーションの果たす役割は大きなものがあり、消費者庁においては、消費生活に関わる現在のリスクコミュニケーションを一段とレベルアップさせる面でもその司令塔機能を発揮することが期待されるのではないかと。

リスクコミュニケーションについては、多様な利害関係者が参加すべきこと、リスク分析におけるすべての過程で実施されるべきこと、そう方向性ある取組みであるべきことなどの原則を踏まえながら、広く一般の消費者に対して、リスクコミュニケーションを浸透させるための取組みの拡充を図っていくことが検討課題ではないか。具体的には、消費者の不安や疑問から内容や方法を組み立てていく取組みでありますとか、専門用語や基準値等を平易に説明する取組み。あるいは一般の消費者が参加しやすい場の設定などの拡充が必要ではないか。

また、リスクコミュニケーションの促進においては、消費者の被害、不安や疑問に直接接する機会の多い消費生活センターの相談等の果たす役割が大きく、日々の活動に対する情報提供、研修等の支援強化を図ること。

消費者団体と行政機関等との連携強化を図ることなども検討課題ではないか。

リスクコミュニケーションには、情報や意見の相互交換を経て、消費者地震による安全・安心にかかる社会的決定への参加につながっていくことにも特徴的な点があると考えられ、そうした観点から、消費者の自立支援の体系の中にリスクコミュニケーションが位置づけられることが重要ではないかと整理をさせていただいております。

御議論のたたきにしていただければ幸いです。

升田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

東委員 御説明ありがとうございました。消費者安全教育に関しまして、少し質問と意見を申し上げたいと思います。私どもも一連の消費者教育の推進に関して、少し内閣府さんの方の委託の研究などに関わってきたんですけれども、現在、3つの柱に基づいている消費者教育がございますので、教材、それから市民講師の育成と情報の集約、このパターンと申しますが、こういった形の消費者教育の推進の仕方と、今回の消費者安全に関する委員会で議論している内容とが、なかなかうまくなじまないという感じを私個人的には思っております。

と言いますのは、この基本計画などに基づいて消費者教育の体系化が進められ、施策の進め方も

決定したわけですが、これらは契約トラブル、特に悪質商法に遭わないためとか、未然に防ぐためとか、そういった視点を中心にこういった形で消費者教育が進められると、消費者の利益が守られるのではないかとということで進んできた内容のように思うんです。

勿論、体系化をきちんと安全という柱は入ったんですけれども、形式上はきちんと目標があったり、内容があったりするんですけれども、実は伴っていないという感じがしております。

そこで、3つほど質問なんですけれども、まず、使いやすい教材がなかったり、それから市民講師の育成にしても情報の集約にしても、安全教育という視点で、これから少し強化しようとした場合に、どういうやり方とか、どういう工夫がされるのか、あるいはそういう方向性を見出すことができるのか、そういうことを1点質問したいと思います。

2点目ですけれども、今回の基本計画の中で、消費者教育は学校と社会施設、この2つの柱で消費者教育について展開されていると思うんですが、学校教育のことで、例えば安全教育に踏み込もうとすると、やはり学習指導要領であるとか、教科書であるとかそういったところに踏み込まざるを得ないのではないかとと思うんですが、この辺りに関するお考えをお聞きしたいということ。

一方の社会教育ということ考えた場合には、これは消費者教育だけのことではないんですが、どうしても情報の収集方法がインターネットを通じたものを中心に設定されているため、むしろ一番トラブルを受けやすい情報弱者に対する情報提供という部分がかなり手薄ではないかと思えます。その辺りについても、御意見があればお聞かせいただきたいと思えます。

3点目なんですけれども、最後の方で少し御説明がありましたが、今、自民党の方の消費者問題の調査会あるいは消費者教育のワーキングチームのようなものも進められているかと思えます。

そこで、消費者教育推進法のようなものも検討されていると伺っておりますが、そういった新しい施策とか法律の可能性をにらみながら、消費者安全に特化した形での教育が強化されていく、そういった可能性などについて、少し情報提供ないし御意見をいただけたらと思えます。

以上でございます。

升田委員長 それでは、事務局の方からお願いします。

甘利消費者行政推進室長 消費者安全教育の視点からどういうやり方があるのかという御質問、それから学校教育の学習指導要領に対する考え方、情報の提供が情報弱者に対してうまく機能していくのかというような御質問。それから、自民党のワーキングチームについて、安全に特化されたような教育というような議論がどういうことで話し合われているかということでした。安全教育の視点については、私も、今、まさに取り組んでおりますのは、東先生にもいろいろ御協力をいただいている、今、御説明をしたような取組みの中で、安全というものを取り上げて、人材の育成であるとか、教材の作成であるとか、情報の提供であるとか、そういうようなことでやっていこうというのが、今の取組みの仕方だろうかというふうに思っております。こちらの委員会の議論の中で、そういうやり方では余りうまくいかないのではないかとというような御指摘があれば、もう少しそこから辺については詳しく御指摘いただいて検討させていただければと思えます。

それから、学校教育の学習指導要領につきましては、先ほどの資料の8ページ目でございますけれども、これまでも文部科学省との間で連携を強化するというようなことで、18年度から文部科学

省に対して学習指導要領の改定について消費者教育を重視した見直しをお願いしていたということで、昨年から小学校、中学校あるいは高校の学習指導要領に従来よりも一歩踏み込んだ形で、消費者教育の考え方が学習指導要領に取り込まれてきているというふうに思っております。

新しい学習指導要領ができたばかりですし、実施に入るのには、また2年後とか、時間がかかるというようなことも聞いておりますので、そういったところの取組みの状況については、今後フォローしていく必要があるのだらうと思います。

併せて、安全面についての取組み、消費者安全教育というような取組みが必要ということであれば、今後、各省庁とも連携をしていくというようなやり方をとっていくのかなと思います。

それから、情報弱者に対する情報提供の仕方というのは、かなりいろいろなところで言われていまして、各省庁とも非常に苦労しているところだと思います。なるべく消費者の身近なところで行われるイベントとか、そういった場で情報を提供していく、パンフレット、リーフレットとか、そういったものを配っていくとか、そういう工夫はしているところですけども、これからは高齢者だとか、情報に少し遠いところにいるような人については、周りにおられるような方たちに、そういう情報を積極的に提供していくというような形で間接的にはなると思いますが、情報が伝わるような仕組みを強化していくというようなことだらうかと思えます。

自民党のワーキングチームにつきましては、消費者教育推進法をつくったらどうかという御意見があることも事実ですが、今までの議論を伺っている限りにおいては、消費者安全教育といった話が特化されたような形で出てきているというようなことはないように思います。

升田委員長 そのほかにいかがでしょうか。

佐野委員、どうぞ。

佐野委員 消費者教育のところなんですけど、消費者教育というと、やはり何となく学校という気がしまして、私たちは消費者教育・啓発というふうに常に言っているので、是非この部分に啓発も入れていただきたいと思えます。

それから、これまでの取組みということで、いろいろ御説明いただいたんですが、国民生活白書で、消費者教育はきちんと受けていたはずの人が、意識がないということで、余り成功したことはないというふうにかかれておりました、私たちもいろいろ努力してきましたが、やはりそうだと思います。

それで、これから消費者庁が中心になって分野横断的な取組みが推進されていくというのはまさにそのとおりだと思うんですが、何か抜本的に変えて何とかしようという、そういうような取組みをお考えになっているのか教えていただきたいと思えます。

それから、リスクコミュニケーションの方ですが、ここでもまた消費者が特別に書かれているんですが、私は、リスクコミュニケーションはあくまですべての利害関係者が参画するべきところであって、事業者の方たちにもきちんとリスクコミュニケーションは何かということ伝えていくべきだと思っています。

現在、食品のリスクコミュニケーションといいますと、常に政府がリスク評価をしたものを私たち消費者に伝えるという形で、事業者の方たちの顔が全く見えないような部分がありますので、そ

の辺をどうお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、前回もちょっとよく理解ができなかったんですが、リスクコミュニケーションを一段とレベルアップをさせるといふレベルアップといふのはどういうことをおっしゃっているのか、それも教えていただきたいと思います。

升田委員長 それでは、まず、消費者教育の点からお願いします。

甘利消費者行政推進室長 学校教育が重要だという点は、まさにそのとおりだと思います。御参考に、国民生活白書の消費者教育の現状という1枚紙を配らせていただいていますけれども、内閣府の調査によりますと、消費者教育を受けたことがあると答えた人が全体の11.4%ということで、約1割というような結果もあります。

本格的に学習指導要領に消費者教育が導入された後の学校教育の状況でも、まだ半数以下にとどまっているというところがございますので、そこら辺については文科省さんとも相談をしながら、更に強化をして取組みを強めていくという必要があるのではないかと思います。

伺っているところによりますと、やはり先生の消費者教育に対する理解と申すんですか、そういったようなものが十分なのかどうかという点もございまして、先生を対象にしたような消費者教育の研修とか、そういったものを強化していくというような話も有効かなとは思っております。

それから、教材もやはり各省庁、今、いろいろつくってはいるんですけども、その利用の仕方が現場ではなかなか難しいというようなことがあるようですので、外部から講師の方を導入するような形で、学校の場で教えていくとか、そういうようなことも考えられるかなというように思います。

現在、各省庁横断的に取組みをいろいろとやっているということで、積極的な取り組みが必要ではないかというようなことでもございましたけれども、私どもの取組みが、今、十分だというふうに思っているわけではありませんで、また引き続き連携を強めながら取り組んでいきたいと、強化していきたいと思っております。

升田委員長 何か抜本的に検討する用意があるのかという御質問も、最後にあったと思いますけれども、いかがでしょうか。

甘利消費者行政推進室長 現段階では、正直なところ各省庁と連携を引き続き強めていくというやり方を通じて強化を図っていくということではないかと思います。

升田委員長 ですから、抜本的な検討もしてほしいという御希望ですね。私個人的に見ますと、社会全体というか、家庭もそうですけれども、自己防衛能力が非常に劣ってきているなという印象はありますけれども、それは別としまして、リスクコミュニケーションについてお願いします。

野村消費者安全課長 まず、レベルアップの意味合いということでございますが、これまでの議論の中で大きくは2点ほど御指摘があったかと思っております。

1つは、わかりにくい、伝わりにくいという部分が今までのリスクコミュニケーションの問題としてあるのではないかと申すこと。

もう一つは、比較的身近な仲間うちでやっていて、取組みのすそ野の広がりが出ていないのではないかといったところが問題ではないかという御指摘をいただいたと理解をしております。レベ

ルアップという表現が適当かどうかというところがございませけれども、問題意識としてはそういったところを問題意識としてございます。

それから、事業者が参加してこないといけないという点は、御指摘に関しましてはまさしくそのとおりだと問題意識を持ってございまして、今日も食の関係と化学物質の関係を対比で現状の説明をさせていただいたんですけれども、化学物質の関係は対象物が限定されているというアドバンテージはありますけれども、取組みは進んでいるという評価もございませけれども、大きな違いとしまして、一定のリスクのある物質の排出に関しまして、事業者が届け出ることが制度化されておりますこととありますとか、あるいは各事業所が中心となってリスクコミュニケーションを進めるといふ取組みが進展しておりますところとありますとか、かなり事業者が中心的にリスクコミュニケーションに関わっているというところは、食の分野の取組みとかなり対比できる分野ではないかということで、今日も材料としては提示させていただいたところではありますけれども、問題意識としては御指摘のところを十分踏まえながら検討していく必要があるのかなと思っております。

あと、消費者教育の抜本的なという点は、十分な回答かどうかでございませけれども、この委員会ではこれまで、消費者教育の関係とリスクコミュニケーションの関係を併せて議題として設定させていただいて御議論いただいてきてございませけれども、問題意識としましては、消費者が安全な行動選択ができるようにというときに、リスクに関する情報を十分に持つということも恐らくは重要であろうという発想で、一体的に御議論いただいてきているというところがございませますが、勿論、消費者教育の果たすべき役割と、リスクコミュニケーションの果たすべき役割というのを、混同してはいけないだとは思いますが、一方で、そこを連動させることによって、新しい取組みが生まれてくる可能性があるのではないかということで、これまで御議論いただいてきていますと受けとめさせていただいておまして、そこに必ずしも違和感、違うのではないかという御指摘をいただいてきてはございませないので、そんな切り口から抜本的とまでは参らないかもしませけれども、新しい考え方というものが出てくるようであれば非常にありがたいと思っております。

升田委員長 コミュニケーションというわけですから、理解できる程度に情報・意見を交換するということだと思うんです。単に情報・意見の相互交換というと、投げていけばいいだろうという印象がありますけれども、決してそんなことではないという具合には思いますが、そのほかいかがでございませしょうか。

古田委員、どうぞ。

古田委員 リスクコミュニケーションについてちょっと質問させていただきますけれども、やはりリスクコミュニケーションはどうしても消費者を強化するとか、啓蒙するとかそういうニュアンスになってしまうんですけれども、やはり今、佐野委員が言われたように、いろんな利害関係者に来てもらって議論をするというのは大事だと思います。

一応、論点整理のところにはいろいろ書かれているんですけれども、消費者庁ができたときに、なかなか関心を持ってくれないような人たちも含めて、集まって議論してもらおうという仕掛けが要るのではないかと思うんですけれども、コンセンサス会議とか、円卓会議とか、いろいろなやり方はあるのかもしませないですけれども、何かいろんな地方に出向いていって、巻き込んで議

論をするという何か仕掛けが要るのかなという感じがしますが、そういう具体的な取り組みについては、まず消費者庁がどういうプランをお持ちなのか、あるいはプランにならなくても、何かおぼろげながらもをお持ちなのかどうかというのが1つ。

それから、そういうことをやる時に、既存の、例えば遺伝子組換えなんて、農水省がもう既にいろいろやっていますけれども、そういうほかの省庁との役割分担というか住み分け、その辺はどういうふうには考えられているのかということをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

升田委員長 それではどうぞ。

野村消費者安全課長 先ほど資料の冒頭で、法案のかたい説明で申し訳ございませんでしたけれども、関係者相互間の情報・意見交換に関する関係行政機関の事務の調整に関することというのは、自分のそれぞれの分野のリスクコミュニケーションの取組みはリスク管理官庁において実施をしていただくということは、引き続き実施をしていただきつつ、取組みのばらつきなり手薄い部分に関して働きかけをしていくという横並びなり、あるいは後押しをするところを事務の調整に関することという用語で読んでいるところでございます。役割分担としては関係省庁間の関係ということでございます。

横断的な取組みを推進するために、消費者庁として何か抽象的なことではなくて、抜本的にというところは。

升田委員長 抜本的ではなくて、多分具体的にという御質問です。

野村消費者安全課長 失礼しました。今、例えば円卓会議みたいな御示唆も、例えば化学物質関係でも円卓会議はかなりの歴史を重ねてきている取組みもございますので、そういうものを参考にしながら、具体的な取組みが着手できるようにという貴重な御指摘をちょうだいしたということで、更に検討させていただきたいと思います。

升田委員長 早川委員、どうぞ。

早川委員 私の方は消費者教育というところで、ちょっと意見を言わせていただきたいんですが、出前講座の実施だとか、そういったことが出ておりますのと、8ページのところでは、教育関連機関との連携、文部科学省との間、それから消費者センターと教育委員会との連携、この2つが出ているのですけれども、従来の消費者教育の在り方というばかりではなくて、もっと企業をうまく巻き込んだ教育ができないか。

と言いますのは、私も以前にアメリカの視察や、それからアメリカにいましたときに、知り合いの子どもさんが、小学校3年、4年のお子さんがいらっしゃると、突然、学校へ来てくれないかと、2時間時間をあげるから、日本の状況を話してくれとか、そういうことをいとも簡単にするわけです。

それから、消費者情報というか、消費者事情を知るためにという、そういう形で研修に行きますと、ほとんどの消費者団体なり、そういう機関の人たちが、例えば金融なら金融、化学なら化学、食品なら食品という、そういう分野では学校に企業の業種の団体ですね。一企業が行っているということもありますでしょうけれども、そういう団体の人たちが学校に出向いて教育をする。しかもただ書類だけやノートだけでするのではなくて、実際に、具体的にロールプレイングなどをしな

がらやっていくということをしているんです。日本の場合には、そういう意味では文部科学省辺りの決め事があってなかなかそういう一般の情報提供者が入り込むということはできませんけれども、いつまで経っても専門家ばかりが出かけて行ってではなくて、実際に起こっている実際の体験者が出かけて行って指導をするという方向も消費者教育の在り方の1つではないかなというふうに思いますので、御一考いただければと思いますし、また、後ほど私は資料を持ってきましたので渡したいと思いますが、やはり社会の中には消費者と企業との間で、パイプ役をしているような団体があります。そこで、今、消費者にどういう問題が起きているのか、どういう情報が足りないのか、また幾ら出している、なかなか頭に入らないのはなぜなのかというようなことを調査し、まとめる活動をしているところもありますので、そういったところもうまく利用をするということも大切ではないかと思います。後ほど冊子を参考までにお届けしたいと思いますので、御一考いただきたいと思います。

甘利消費者行政推進室長 ありがとうございます。現在行われている、実際に起こっている情報を検討するというのは、消費生活相談員の方が学校に出かけて行って、現場で起こっているような情報を、学生たちに教えているということは、割と頻繁に行われているかと思いますが、企業の団体の方が、実際に学校に行って教育しているという事例は、まだ少ないのではないかと思いますので、そういう取組みも考えていければと思います。

升田委員長 山上委員、どうぞ。

山上委員 関連してでございますが、私どもの団体で出前講座を長年やさせていただいております。早川委員のおっしゃっていたように、実際に、消費生活相談員が学校の現場で実際にあったトラブルを伝えたいと思って、出前講座をやらせてくださいと、無料ですから時間だけいただきたいんですけど、そういう御相談に上がっても、なかなか時間がありませんとか、突然来られても受けられませんという形で、お受けいただけないのが現状でございます。

ですので、8ページにございますような、さらなる内閣府と文科省の間での連携というのを進めていただきたいと思います。

升田委員長 今の御指摘も踏まえて御検討いただきたいと思います。

それでは、ただいまのいろいろな御指摘を踏まえまして、事務局において整理を進めていただきたいと思いますし、次は委員会で報告書案として提出されますので、更に審議を深めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 それでは、今日最後の議題であります、本検討委員からの報告書のとりまとめについて取り上げたいと思います。前回は審議いただきましたけれども、これまでの議論を踏まえた報告書案として、素案が提示されておりますので、説明をお願いいたします。

野村消費者安全課長 お手元の資料6をごらんいただければと思います。前回の委員会で御指摘を具体的にいただいた箇所に関しましては、下線を引かせていただいております。それ以外に、今回書き下ろしてございますところに関しては、左の欄外に縦棒を引かせていただいております。

まず、目次に該当するところでございますが、第 1 章の第 1 節「事故情報の一元的な収集・分析・

発信のためのシステムのあり方」、ここは前回「構築」となりましたが、1回図面を引いて、はい、おしまいということではないというニュアンスを入れたいという御意見をちょうだいしてございます。

第 2 章の第 2 節の(2)、前回この部分のみほかでは登場しない形で、行政機関の課題というふうに記載されてございましたけれども、並びがおかしいという御指摘を踏まえて修正をさせていただいております。

お聞きいただきまして、第 2 章の第 1 節で事故情報の一元化の関係でございます。脚注でございますが、そもそも消費者事故情報の定義等がなくて、どういう考え方になっているのかわかりにくいという御指摘がございましたが、消費者事故情報の厳密な定義については、消費者安全法案によっているという記載をさせていただきますとともに、ここでは現実的な定義以外にも実際的なとらえ方に関しまして、本文の方で記載をさせていただいているということを知りやすくする注釈をさせていただきます。

3 ページ目、詳細な事故情報の収集及び活用につきましては、事故発生時の状況や背景の情報が重要であるという御指摘。

それから、その下の社会全体としての事故情報の共有化のところでございますが、文意をわかりやすくする御指摘をちょうだいしてございます。

4 ページ目、事故情報のデータベースに関しまして、21 年内のシステム稼働に向けて加速というところを強調する記述をさせていただいております。

5 ページ目、消費者生活相談員のレベルアップということで、消費者事故情報の収集が的確に行われるようにという文意を明確にされたいという御指摘をちょうだいして、修正させていただいております。

6 ページ目「(3) 更なる検討課題」、事故情報の提供のルールのあり方というところでございますが、情報提供も概念的には含まれるのではありますけれども、特に公表ルールというのが大切だということを知りやすいようにという御指摘をちょうだいし、改めさせていただいております。

7 ページ目、潜在的な事故情報の受信の関係です。公益通報に関する指摘をちょうだいしたところを改めさせていただいております。それから、国際的な情報共有に関しまして、重要性の御指摘をいただきましたことを踏まえたパラグラフを入れさせていただきます。

8 ページ目、第 2 章の第 2 節「『消費者の視点』を取り込んだ新たな取組の展開」ということでございますが、消費者行政推進基本計画を踏まえた対応の重要性を記述しました後に、消費者庁発足に向けて消費者安全分野において、集中的に検討を行ってきた本委員会では、特に以下のような視点が重視されるべきことを強調したいとさせていただきます、3 点記載させていただいております。

第一に、「一元的、横断的な視点」の重視である。食品分野をはじめとして、いわゆる縦割り行政による取組の濃淡やすき間の存在が、安全・安心を損なうリスクを生じさせている面があることが認識されるべきであり、消費者庁を中心として一元的、横断的な視点を取り入れた取組が恒常的に展開されるべきであるとしてございます。

第二に、「事故の発生をなくしていく視点」の重視である。事故の再発・拡大の防止は重要な課題であるが、最初の被害の発生は致し方がないと考えられてはならない。そもそも事故を発生させない方策を見出して講じていくために知恵と労力が注がれるべきであるとしてございます。

第三に、「被害に遭いやすい生活弱者に配慮する視点」の重視である。消費者事故は、健全な成人以外のもの、子どもや高齢者などが被害に遭いやすいことが認識されるべきであり、弱者の目線に立って、安全・安心レベルを向上させていこうとする配慮と創意工夫が払われるべきであるとしてございます。

(1)で、食品ワーキングからの御報告の内容を記載させていただいてございますが、前回御指摘のあった箇所に関しまして、下線のような修正を加えて、ここに反映させていただいてございます。

9ページの食品の態様に応じた適切な対応の部分も、食品ワーキングからの御報告を入れさせていただいてございますが、10ページ目のところは、前回御指摘いただいたところを反映して修正してございます。

10ページの(2)は、施設・設備ワーキングからの御報告を反映させていただいてございますが、編集し直してございますので、読ませていただきます。

(2)事故の未然防止につながる原因究明。

事故があった際、その原因究明は、更なる事故の発生をなくするためのカギとなるものであり、迅速に取り組みされる必要がある。そのためには、事故発生時の状況や背景に関する情報、被害や事故品の画像情報、事故品の設計・製造上のデータ等を収集し、専門的見地からの原因究明が行われる体制を構築することが重要である。

迅速な原因究明を行おうとする際、設計・製造や設置・保守管理上の注意義務違反等が事故原因になっている可能性があるため、刑事責任の追及と事故原因の究明の関係が問題となる場合がある。現状をみると、刑事責任追及のための捜査が通常優先されている。しかし、運輸安全委員会や今年発生した昇降機事故の調査活動など、捜査機関と連携協力しつつ独立・並行して調査を行い、事故原因の究明を行っている例もみられる。それゆえ、刑事責任追及のための捜査と独立・並行して原因究明を進めることは可能と考えられる。

消費者庁発足に向けては、迅速な原因究明のためのシステムの構築、具体的には、消費者庁、関係府省庁と警察との間の密接な連携、消費者庁と専門性の高い関係機関等との円滑な協力等の実現に取り組むべきである。

更に、被害の大きさ、社会的影響の大きさ等を勘案して、必要に応じて、消費者庁が関係機関、専門家等の協力を得て、調査権限を持った「事故調査委員会」を設置し、立入調査、報告徴収等の権限を行使して原因究明を進めることも検討課題であるとしてございます。

11ページ目「(3)安全性に係る基準のあり方」の部分は、製品ワーキングからの御報告を反映させていただいてございますが、下線の部分は前回委員会での御指摘を踏まえて修正をさせていただいているところでございます。

末尾は、これは個別に御指摘をいただいたところでございまして、また、安全基準の設定や改定

だけでなく、製品等の規格づくりやその標準化を進める場合にも、消費者の視点が反映されるような取組みの推進が望まれるという記載を追記させていただいております。

「(4)生活弱者の目線に立った取組」に関しましては、製品ワーキングからの御報告を反映させていただいているところでございます。

第 章「消費者・事業者の取組と環境整備」の第 2 節「リコール促進の取組の強化」でございます。前回お目通しをいただいたところでございますが、13 ページ「(2)環境整備のための諸課題」の冒頭は、御指摘を踏まえまして文意をわかりやすくするための修正を施させていただいております。

14 ページ目の 3 つ目のパラグラフも、前回の御指摘を踏まえた修正をさせていただいているところでございます。

15 ページ目、第 章「新たな消費者基本計画に向けた課題」といたしまして、消費者基本計画に向けての検討ということでございますが、特に 2 点指摘したいという記述をいたしております。

第一は、事故の未然防止、事故の再発・拡大防止、被害の救済それぞれの局面での安全・安心レベルのバランスのとれた向上を図ることが重要である。消費者庁の発足に向けて、迅速な再発・拡大防止のための取組については既に着手がなされており、未然防止の重要性や具体的な課題については、本報告書のなかで詳しく指摘を行った。そうした意味で、被害救済については、今後現状と課題の精査等を精力的に進めていくべき領域として目配りがなされるべきである。

第二は、消費者庁の発足を契機とし、消費者庁が核となった新たな取組へのチャレンジの重要性である。消費者庁は、調整官庁と実施官庁の二面性を有し、総合的・横断的な視点と、個別的・専門的な視点をあわせもつ。消費者と事業者の架け橋になることが期待される存在でもある。そうした消費者庁が中心となって、これまでの垣根にとらわれない取組が推進されることが期待されると書き出しを記載させていただいております。

「1.被害救済の実効性の確保・向上」の記載は、製品ワーキングの御指摘を踏まえての記述でございますが、冒頭書き出しのところは、現状と課題に関する記載を加えさせていただいているところでございます。

16 ページ目、判例の収集がうまくいってない現状があるということで、御指摘を踏まえた修正をさせていただいております。

「2.安全・安心に関する知識の総合化」に関しましては、施設・設備ワーキングからの御報告を反映させていただいているところでございます。

最後に 17 ページ目「3.国際的な潮流を踏まえた消費者安全法制のあり方」に関しましては、現状に関しまして、書き込みを加えさせていただいておりますが、製品ワーキングからの御報告を反映させていただいているところでございます。

升田委員長 ありがとうございます。本日はもうすぐ 3 時が来るんですけども、3 時半まで各委員にお願いしておりますので、是非 3 時半まで議論をいただきたいと思います。

資料 7 に、前回の委員会以降、委員の方からお出しいただきました意見、書面を資料として添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

加来委員、どうぞ。

加来委員 前回、時間がなかったので申し上げなかったんですが、この報告書の全体的な構成は、表題は「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について」ですね。でも「はじめに」が今日も出てないので、この報告書の位置づけは、どういうふうに明記されるのかははっきりしないので、今、イメージがあればお聞かせいただきたいと思います。

大きなIが「はじめに」で、 がいきなり「消費者庁の円滑な発足に向けた取組」ですね。 が「消費者・事業者の取組と環境整備」ですが、消費者庁の円滑な発足に向けた取組云々という表題が2つ目にくるといのは、どうもじっくりこないんです。「はじめに」のところで、この報告書の位置づけの中で書かれた方が、意味が明確に伝わるのではないかと。要するにこの報告書そのものの位置づけの話ですね。 の表題は、むしろ本来この報告書の題名になっている、消費者の安全・安心確保に向けた基本的な取組というふうにされた方が、全体の見出しに一貫性が出てくると思います。「はじめに」のイメージ、この報告書の位置づけをどういうふうに記載されようとしているのかということと合わせて、御意見をいただきたいと思います。

升田委員長 事務局から、どうぞ。

野村消費者安全課長 今日の段階でお示しせずに申し訳ございませんでしたが、この委員会は消費者政策部会の下部機関として設置されてございまして、設置された際に主要な検討テーマというのは、ミッションとして与えられておったかと思えます。具体的には、事故情報の一元化のシステムが、どういう在り方があるべきかということと、リコール促進の取組みの強化、それから、消費者の視点からの行政の展開についてというテーマをいただいておったかと思えます。その後、1月の消費者政策部会との合同会議の際に、今後、消費者基本計画に反映していった方がいいような中期的な論点についても整理してほしいというミッションを新たに追加的にいただいておったかと思えます。それ以外に、いろんな御議論の折に触れまして、消費者教育でございますとか、リスクコミュニケーションといったようなテーマが出てまいりましたので、そこは1つくり出すという編集の仕方になるのかなということで、こういう目次の構成にさせていただいているところでございます。

部会の方から与えられているミッションを踏まえて、あと外部的な環境、消費者庁に向けて、更に消費者行政が一元化の方向で強化されていく必要があるし、また行政で展開が図られることに対応して、消費者サイドあるいは事業者サイドでも、いろいろなこれを一つの契機とした取組みの強化が図られるべきであろうということが、御検討いただいてきていることの基調といたしますか、ベースかなと思ってございますので、その辺りのところを整理をして、第 章のところに簡単に記載をさせていただければと思っております。

第 章の表題がこれでいいのかということころは、これはまたそれをごらんいただきまして、全体をながめていただいて、適切・不適切という御判断をいただければと思っておりますけれども、事故情報の一元化、あるいは消費者の視点からの新たな行政の展開ということころは、なぜこういうミッションがそもそも部会から与えられたかということ、消費者庁の発足ということが一つ内部環境

としてあるので、こういうミッションが与えられているという理解の下に、今の案としてはこういう表題を付けさせていただいているということでございます。

升田委員長 原委員、どうぞ。

原委員 3点ございます。1つは、今日、冒頭で問題になっておりました今後の課題で、公表のルールについてということで、公表のルールについては「更なる検討課題」のところの冒頭に掲げられているわけですが、第 3 章で、新たな消費者基本計画に向けた課題というところで、安全の部分については、ここでの検討を消費者基本計画に盛り込もうという話になっておりますから、公表のルールについての検討というのは、消費者基本計画の中の課題にも入ってくると思うので、こちらにも項目として入れておく必要があるのではないかとというのが1点です。

それから、同じ第 3 章の新たな消費者基本計画に向けた課題の一番最後の 17 ページに「国際的な潮流を踏まえた消費者安全法制のあり方」というのが書かれているんですが、国際的な取組みが必要というのは、前回の文章にも提示されていたんですが、これを読むと、最後が我が国における消費者安全法制の在り方について不断の検討となっていて、読み方によってはすごく自己完結型になっているような読み取りもできるような気がして、前回のようなニュアンスが入っていた方がいいと思っていて、前は中国の食品安全について、国として積極的に取り組むという話が出ておりますし、それから、今日か昨日の新聞報道で、アメリカがまた再度、食の安全について取組みを強化するという話をしておりましたので、国際的な連携の場面でも消費者安全法制というところを、やや自己完結ではない形で入れていただけないかとというのが2つ目です。

もう一つは、商品テストの機能についてですが、これは国民生活センターにも商品テストの機能がありますし、今、地方消費者行政の実態調査がまとまったところですが、これを見ても、各地方自治体で細々とですけれども、商品テストをやっておられるところがありますので、やはりこの消費者安全を考えると、原因究明ということまではなかなか難しいかもしれませんが、リスクコミュニケーションとか、消費者教育の核という形でのいろんな機能の果たし方があると思っておりますので、商品テスト機能についての記述をお願いしたいと思います。

以上です。

升田委員長 検討いただくとして、そのほかにございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 事故情報データベースに関してなんですけれども、先週の金曜日にちょっと原委員の方から御指摘があったと思うんですが、私は更にそれをもう少し具体的に指摘させていただきたいと思っております。

参考資料5の4-2ですけれども、検索結果事例表示画面ですけれども、こういう事故情報のデータを消費者が取り込むことができるとしても、これで消費者にとって十分な情報といえるか、事故を回避するための参考になる資料といえるのかということ、極めて不十分であると考えております。ましてや、この情報でリスクコミュニケーションはできないと考えております。

なぜなら、もし、リスクコミュニケーションを本当にするというのであれば、事業者名、商品名、型式、もう少し具体的な事故対応、ここまでの情報がなければ情報を共有化して、合意形成すると

いうリスクコミュニケーションは不可能であると考えております。

更には、消費者安全法の13条3項ですけれども、これは事故情報を収集して、分析して、とりまとめた結果の概要しか出さないということになっておりますので、こういう前提の下に、リスクコミュニケーションを進化させましょうといううたい文句が、果たして具現化できているのか、非常に不安、もしくは疑問を感じるということでございます。

升田委員長 事務局の方から何かございますか。

野村消費者安全課長 御説明をはしょってしまって申し訳ございませんが、今、御指摘の参考資料5の4-2に関しましては、先週金曜日の会議で御指摘をちょうだいいたしましたので、前回の資料からは改めさせていただいてございます。前回、資料になかった情報としましては、具体の製品の名称、あるいは製品の製造時期、購入時期、使用期間等に関する情報を記載するとさせていただきます一方で、被害者に関する情報といたしましては、詳細情報までは掲載しないという形で、画面に関しまして修正を加えさせていただいているところでございます。

今、中村先生からの御指摘、事業者名、商品名、商品の型番号の表示をどうするかというのは、繰り返し御指摘いただいているところで、重要な論点だと認識してございますが、その製品に原因が起因しておったのかどうか分からない段階で表示することは困難なのではないかということで、今の案を出させていただいてございますけれども、そういう情報が存在するのであれば、生のまま提示すべきではないかという御指摘は繰り返しちょうだいをしてあって、重要なテーマということで御議論いただいていると理解してございます。

升田委員長 意見が分かれているところで、いろいろ中村委員も御存じのように、弊害無きにしも非ず、そこをどう考えるかということだと思っておりますが、向殿委員、どうぞ。

向殿委員 具体的なものが1つと、大枠を1つなのでございますけれども、例えば消費者の人身にまつわるような事故を防ぐには、再発防止、未然防止が大事だと考えます。例えばページでいうと10ページ目に、事故の未然防止につながる原因究明があり、この一番下にありますように、調査権限を持った事故調査委員会を設置とあります。これは運輸安全委員会として、飛行機だとか船だとか列車はありますけれども、それ以外の製品や施設設備の事故では、実は警察となかなかうまくいかないところがあります。消費者庁がスタートするに当たって、目玉として、これは設置をすることを提案します。最後は「検討課題である」と書いてあるけれども、その上の段落と同じように「取り組むべき」というぐらい、強く提案していただいた方がいいのじゃないか、それが目玉になるのじゃないかという提案をしたいと思っております。

もう一つは、全体的な話で、哲学的なことを言う気はありませんけれども、安全・安心とありますが、本当に安全と安心は同じかといった問題があります。実は安全がちゃんと確保されて、リスクがちゃんと押さえられていて、それをちゃんと示したり保ったりしている組織や人間が信頼できて、初めて安心とつながる。そういう意味で、安全と安心は直結しない面が実はあります。ここでは簡単に安全・安心と書いてしまっていて、中をずっと見るとほとんど安全の話が書いてあって、ときどき安心の話が出てくる。安全と安心がどういう関係にあるかぐらいは、どこかにちゃんと書いておいた方がいいのではないかという提案です。

升田委員長 2点目は、折に触れて、この会議でも出てきたように思うんですが、2点御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

野村消費者安全課長 1点目は、ワーキングでもそうした御議論を時間をかけて重ねていただいたと認識してございますので、貴重な御指摘ということで、更に検討させていただければと思ってございますが、消費者庁の関連法案自体は、政府としても方針を決定しているものがございまして、消費者庁の発足の際の目玉にするようにということは、承りましたというふうには申せないでございますけれども、重要な検討課題ということで、どのぐらいの表現がこの報告書の中で可能かということは、検討させていただければと思ってございます。

それから、安全と安心の関係をどう考えるかというのも、これもいろんな場面で御議論いただいて、非常に重要な論点だと思ってございます。安全・安心というふうに、あっさり書いてしまっている印象がございましてけれども、その関係性、中黒にどういう意味が合いがあるのかというのは、非常に重要なところだと思いますし、更に検討していかなければいけない問題だと思ってございましてけれども、基本的な頭の整理ぐらいのところは、注釈なり、記述なりで整理できるかどうかは検討させていただければと思います。

升田委員長 島野委員、どうぞ。

島野委員 今回の向殿先生の10ページのところから一歩進んでということで、やはり事故調査委員会だとか、そういったものを設置すべきだと思います。ただ、守秘義務とか、情報が外に出るといのは難しい部分も逆にあるのではないかと思います。

そこで、裁判迅速化法ではないですけれども、事故の究明をおおむね何か月だとか、いろんな事故があるからなかなか難しいのは十分承知の上で話しているんですけれども、そういうおおむね何か月とか、そういうところを目途としてということが書けないかということが1点。

もう一つ、原さんの質問と似ていますが、6ページの「更なる検討課題」のところの事故情報の公表で、今日は、加納室長の方から判例その他も御紹介していただきましたけれども、O157の東京地判の最後は、なかなかいいことが書いてありまして、「情報を公開することにより、報道機関において、その情報が大きく報道され、販売業者、国民の間に過剰な反応が生じる結果、そのことに関係する者に損害が発生するという事態が生じないでもない。しかし、そのような事態が生ずることをおそれて、情報の公開を控えるべきであるという方向に進むのではなく、なお、情報を公開すべきであるというのが時代の要請であると考えられる。」そういうふうに判決は結んでいます。情報の公表というところをもうちょっと、事故情報の積極的な提供のルールをと、積極的とか、そういうワードが入らないものかということ。

その2点であります。

升田委員長 事務局の方、いかがでしょうか。

野村消費者安全課長 2点とも検討させていただければと思います。まず1点目の原因究明を促進するために、期限なりを与えるような表現ぶりというのは、物品によってかなり違い得るのではないかと、印象的にはそういう印象を持ちますけれども、考え方の方向性として、どういう表現が取れるかは検討させていただければと思います。

2点目の何のために事故情報の公表なり提供の議論をいただいているかといえば、少しでも早く消費者に事故情報を届けるようにという方向性で御議論いただいているというふうに理解してございますので、その点も踏まえた形で検討を進めさせていただければと思います。

升田委員長 鶴岡委員、どうぞ。

鶴岡委員 公表の問題につきましては、今の島野委員の御意見に同感です。やはり判決では、情報の公表自体の意義については、非常に高く評価して書かれているということが1つですし、結局、情報を収集する目的、それは最終的には消費者に届けて、事故の再発防止に役立ててもらおうことになると思いますので、やはり積極的な公表が必要だと思います。

やはり生情報の公表については、確かに慎重に扱うべき場面があり得るわけですがけれども、例えば前にどなたかから御紹介があったかもしれませんが、自動車不具合情報の扱い、これについてはホームページの方で不具合情報には設計・製造に起因するものに限られておらず、整備不良やユーザーの使用ミスなど、他の要因に起因するものも含まれますと、原因が不確定な段階では、こういう断り書きを付した上で公表するという手法もあり得るということで、こういった手法を含めて迅速な公表に努めるべきであると思います。

それと、これは意見なんですけれども、資料2の重大事故報告公表制度の拡充に関する論点とも関連するんですが、重大事故の今後のとらえ方ですけれども、事故情報というと重大事故ということがベースとして論じられてきたわけですが、この報告の義務づけの拡大などを考慮していきますと、重大事故というよりも重要事故という位置づけ、とらえ方が必要ではないかと。つまり、重大事故といいますと、被害の程度の大きさということが基本にあるかと思いますが、今後、報告制度を拡充していく場合に、単に被害の程度だけではなくて、多発性とかヒヤリハット情報とか、そういった方面まで範囲に含めていくということになりますと、重大事故という程度を意識させる言葉よりも、やはり重大事故というとらえ方で考えていくべきではないかと思います。

以上です。

升田委員長 佐野委員、どうぞ。

佐野委員 公表については、今の島野委員と鶴岡委員の意見と全く同じです。是非積極的な公表をしていただきたいと思います。

それから、事故情報データベースについてなんですが、先ほど発言された中村委員と同じ意見です。消費者がせっかくここまでたどり着いて検索したのに、ここに書かれている情報では役に立たないと思います。是非メーカー名、型番などを入れていただきたいと思います。

それから、消費者安全法案とデータベースとPIO-NETの関係はどのようなふうになっているのか御説明願いたいと思います。

もう一つですが、資料6の14ページの上から8行目、消費者の側にも正しく注意して使用する責任があることを認識される必要があると書かれていますが、消費者一人ひとりに正しく注意して使用する責任ということを書くのは非常に強い、厳しい言い方なので、是非これは使用することが認識されるということで、責任という言葉を取っていただきたいと思います。

以上です。

升田委員長 PIO-NETなどの関係についてという点、いかがでしょうか。

野村消費者安全課長 事故情報データバンクとPIO-NETの関係、詳細はまだこれからでございますけれども、消費生活センターからは、どちらのシステムからも同時に入力できて、どちらのシステムにも同時に集約されるシステムというふうに御理解をいただければと思います。ですから、PIO-NETに相談員の方が記入すると、PIO-NETの収集のところとデータバンクのところ、データバンクの中にはもっぱら事故情報、安全情報が入っていて、相談情報は入っておりませんけれども、同時にそこに集約されると。消費生活センターからPIO-NET及び事故情報データバンクに収集されるものに、データバンクの方は保健所なり消費者からの書き込み情報も入ってくるゲートが開いているという仕組みになっております。

佐野委員 そうすると、相談員の方が入力するときに、もうその時点で全く違う方向にいくということですか。

野村消費者安全課長 そうです。消費生活相談員の方に判断をいただくことではなくて、システムの1つの入力作業を行っていただくと、ホストコンピュータは国民生活センターさんの方に2つ用意をいただくんですけども、1つの画面に入力いただくと2つのホストコンピュータの中に入力がなされるシステムということでございます。

升田委員長 責任という言葉が強過ぎるのではないかという点はいかがでしょう。

野村消費者安全課長 検討させていただきます。

升田委員長 検討するということですが、そのほか、いかがでしょうか。

東委員、どうぞ。

東委員 1点、要介護者、身体障害者等の生活弱者の事故対応ということについて意見を申し上げたいと思います。資料6の12ページになります。これにつきましては、アンダーラインで、今回一元的に収集・分析・発信することによって、事故の再発、拡大防止を図るということで、一元的に収集・分析・発信というところを、ここに入れ込んだ形で文章をつくっていただいているわけですけども、この一元的に収集・分析・発信するというのは、今回、全体を通して必要な視点であると思います。ただ、要介護者とか身体障害者等の生活弱者ということを考えて場合には、必ずしも一元的に収集・分析・発信できない部分が非常に重要であるという側面があるかと思えます。

したがいまして、基本は一元的にということによろしいかと思うんですけども、例えば生活弱者の置かれた状況に応じた、多面的な収集・発信・情報提供といったニュアンスを少し取り入れていただけたらと思います。

以上です。

升田委員長 この点はいかがでしょう。

野村消費者安全課長 前々回の委員会でも、同様の趣旨の御指摘をちょうだいしたかと思えます。表現ぶりが至っておりませんで申し訳ございません。検討させていただきます。

升田委員長 そのほかいかがでしょう。山上委員、どうぞ。

山上委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、データバンクのところでございます。消費生活センターで相談を受けた事故情報は、相談員が入力することによって、国民生活センター

にある2つのところに自動的にいきますと。あと検索のところ、消費生活センターで受けた危害情報、事故情報も、必ず検索すると出てくるという理解でよろしいでしょうか。

なぜこういう質問をするかといいますと、消費生活センターでは守秘義務がございますので、自分の言ったことがすべてデータベースの中で公表されているとは思っていないと思いますので、そこら辺のところを確認をさせていただきたいと思って質問いたしました。

野村消費者安全課長 参考資料5の事故情報一元化システムの全体像の2枚目にデータバンクシステムのイメージ図ということで記載をさせていただいてございますが、消費生活センターは、例外的な場合を除きまして、基本的に地方公共団体の機関と理解してございますので、この図表でいいますと関係機関という位置づけだと理解してございます。関係機関の方から情報を提供いただきますことと、関係機関は情報の利用をいただきますけれども、関係機関におきましては、提出をいただいたデータが、この事故情報バンクバンク仕様に直されて統一フォーマットという形でデータバンクに収納されますけれども、このデータバンクに入っている情報を利用いただくということになります。ここは当然ほかのA省B機構もそうですけれども、守秘義務がかかっている方々の間での利用ということでございます。

そこから右の方に、国民等への公表のデータベースというのがございまして、一般の方々が自分のうちのパソコンからインターネットを経由して検索等をするという利用方法が想定されてございますけれども、この検索できる画面表示が、どのぐらいの情報が与えられることになるんだろうかというのが、先ほど中村委員等から御指摘いただいております。閲覧画面4-2でございまして、ここは私どもとしましては、商品名や事業者名、製品起因性が確定しない段階でそこまでを全部公表するというのは困難ではないかと考えてございますけれども、その判断が遅れがちであったり、あるいはその判断が万能でもないわけでありますから、そういうところを消費者目線で考えたときに、どういう設計がいいかということをお議論いただいていると理解してございますけれども、行政機関同士の間でのやりとりなりルールなりで、新しいことが盛り込まれているわけではないと御理解いただければよろしいかと思います。

升田委員長 一般論ですけれども、そういったデータを収集して、加工して、公表するというのは、幾つかの別の法律の問題がありまして、勿論、法的な根拠の問題もありますけれども、1つは個人情報の取扱いの問題もありますし、プライバシーの問題もありますし、名誉毀損、信用毀損もありますし、業務妨害といった派生的に幾つかの法律問題がありまして、今、委員御指摘の守秘義務の問題もいろんな人の守秘義務が関係し得るものですから、そこは多分具体的な運用をされるに当たって、そこを1つずつチェックしないと、何かあったときに関係された人の法的な責任が問題になり得ると思いますので、今後の課題の1つだろうと思います。

越山委員、どうぞ。

越山委員 1点、簡単な質問だけですけれども、この報告書には先だって作成されたりコールの指針は添付されるものなんでしょうか。

野村消費者安全課長 説明がなくて申し訳ございません。この本文と、非常に議論を深めていただきました事故情報の一元化の関係といたしまして、参考資料5の最初の3枚の図表、事故情報一

元化の考え方を整理してございます3枚の図表と。それから、御議論を集約いただいていますリコールの共通指針、全部で8枚半ほどございますけれども、その2種類を報告書に一体的なものとして添付をさせていただければと考えてございます。

升田委員長 原委員、どうぞ。

原委員 たびたび申し訳ありません。全体的なところなんですけれども、タイトルが「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について」となっていて、まだ「はじめに」が入っていないので、どういう構成になるかということなんですけれども、やはり消費者へのメッセージと消費者に向けてやるべきこと、取り組むべきことが盛り込まれる必要があると思っております。消費者庁発足の話が書かれていますけれども、消費者安全法という新しい法律体系の下で、消費者の安全の政策を取っていくということを消費者に知らせることが必要ではないかと思っております。消費者へのPRの部分、まだ書き込まれていないという感じがします。それは報告書の位置づけのところか、一番最後のところかわかりませんが、一番最後は消費者基本計画の話が出ていますけれども、その中でも消費者へこういった新しい法律ができるか、そういう法体系の下で制度設計がこんなふうになっていくんだということのPRを是非していただきたいし、それから、試行錯誤を続けながらも、いい制度、いい仕組みをつくっていくんだということも含めて盛り込んでいただきたいと思っております。

升田委員長 原委員も御存じのように、与えられた課題というのが非常に明確なところがありますけれども、その範囲でどうできるか検討させていただきたいと思っております。

加来委員、どうぞ。

加来委員 前後しますけれども、この事故情報データベースシステム全体の運用なり管理を、どういう主体がやるのかということが1つです。消費者庁だと言ってくれてもいいんですけれども、だとすればその運用・管理を、どういう内容でやるのかについて、皆さんもおっしゃっているように、どうもこのいただいている資料ではなかなかよく読み込めないんです。

報告書には、今年度中に稼働すべきだという一文が入っていますけれども、その中の精査も含めて、これについて何か議論する場が今後も与えられるのかどうか。もうお任せになってしまうのか。そこがよく見えないので教えていただきたいと思っております。

升田委員長 今後の具体化のスケジュールにも関連すると思っておりますが、どうでしょうか。

野村消費者安全課長 データバンクに関係する主要なプレイヤーの役割分担に関しましては、参考資料5の先ほどもごらんいただいた2枚目のデータベースのシステムのイメージ図というところで、関係性なり役割分担を整理させていただいておるつもりではございますけれども、ただ、御指摘のとおり、本文のところではいきなりもうその辺のことは済んでいるものとしてのよう記述ぶりになってございますので、そこはもう少しちゃんと考え方を整理して、回答としては消費者庁が基本的なマネジメントの責務を負うというふうに理解してございますけれども、関係省庁、国民生活センター等の協力を得て、消費者庁において、きちんとしたマネジメントを行うということだと理解してございますけれども、何らそうした記述が所要のものとして出てきてございましてございませんので、記述を入れさせていただいて御理解いただければと思っております。

升田委員長 時間が、30分延長はいたしましたけれども、ほぼまいりまして、まだ本文の中に入っていないところもありまして、その御質問を今日承る、若干いただきましたけれども、次回までにそこは今日の御意見を踏まえまして、全体的にまた案を作成し、また御意見をいただきたいと思いますが、今日の御意見もいろいろありましたし、もう一度読み直していただいて、まだ言いたいというお声もないではないような気もいたしますので、誠にもって司会がいまいち統制が取れてないところがあるんですけれども、いかがでしょうか、また書面をお出しいただきまして、それを踏まえて、今週はなぜか二十日以降が休みになって、そうすると19日を締め切りにさせていただかざるを得ないんですけれども、19日に締め切りにして、また関係の方にお休みのときに努力いただくのは誠に申し訳ないんですが、そういう取扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。19日の午後、営業時間というとあれですけれども、通常の時間内にeメール、ファックス、その他何でも問いませんので、事務局の方までお寄せいただければ幸いですと思います。それを踏まえまして、また来週に予定されております会議に提案させていただくことにしたいと思います。

今日の御発言、御意見等々いろいろございましたけれども、そういったものを踏まえまして準備を進めていただいて、更に必要な範囲では関係省庁とも調整が必要になっておりまして、そういったところも踏まえて、次回に報告書案を提示していただくようお願いしたいということにしたいと思います。

委員の皆様には、現状であると、まだ若干意見の違いといたしますが、だれとだれが違うかという問題もありますけれども、意見の違いは残っているように思いますけれども、でき得れば本年度内に本委員会としての成果を報告書としてとりまとめることができますように、御協力をお願いしたいと思いますが、そこでいかがでしょうかと言っても、うんと言えないという方がおられると誠に辛いんですけれども、ひとつ御協力いただけるところは御協力をいただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかに、今日、局長から一言御発言をとということですので、局長、いかがでしょうか。

田中国民生活局長 どうも熱心に御議論をありがとうございます。もう新聞等で報道されておりますので、御案内だと思いますけれども、明日17日の1時からの衆議院の本会議で、ようやく消費者庁関連3法案の審議が行われる。法案の趣旨説明、それに対する代表質問が行われる運びになりました。

同時に、先週13日金曜日に、民主党の方からも、いわゆる消費者権利法案ほか2法案が提出されておまして、これも明日の本会議で法案の趣旨説明、代表質問ということで、それが終わりますといよいよ消費者問題特別委員会での審議ということですが、これはこれから与野党間で日程等について調整を進めるということです。伺っているところでは、政府法案と民主党法案の並行審議ということで進められるということです。ここでは、今、2時間半もかけていろいろ御審議いただきましたけれども、国会の方でも、是非とも熱心な御審議を速やかに進めていただいて、1日も早く消費者庁の法案が成立するように、私どもとして努力をしてまいりたいと存じます。

今後とも、消費者庁ができた場合に事務が円滑に進みますように、この場で熱心な御議論をいただいて、成果をとりまとめていただければと思います。

ありがとうございます。

升田委員長 どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は以上でございます。事務局の方から、何か連絡がありましたら、お願いいたします。

野村消費者安全課長 次回、第 10 回の委員会でございますが、御案内を既にさせていただいてございますが、3月27日の11時から1時間を予定させていただいてございます。場所は霞が関の中央第4号合同庁舎の方になりますので、よろしくお願いいたします。

升田委員長 次は霞が関の方ですので、足がだんだんこっちの方に向いておられる可能性がありますけれども、是非そこは御注意いただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中、熱心に御討議いただきまして、どうもありがとうございました。本日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。